

# ひとり親家庭への支援

★子育て支援課 082-820-5623

## ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の負担を軽減するため、医療費の自己負担分を一部助成する制度です。

### 対象

- ①ひとり親の要件を満たしている人  
(児童扶養手当又は遺族年金受給者等)
- ②ひとり親家庭等の18歳に達する日以後の最初の3月31日  
までの子どもと、その父又は母
- ③対象者と扶養義務者が所得税非課税の人

### ★必要なもの

- ◎健康保険証 (対象者全員)
- ◎その他  
(必要に応じて児童扶養手当証書、課税台帳記載事項証明書等)

## 児童扶養手当

離婚や死別など、さまざまな理由によって父母のどちらか、または両方のいない児童を養育している人の生活を支援するための手当です。

### 対象

次のいずれかの状態にある児童 (18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令の定める障害状態にある者) を監護している母、父または父母に代わって養育している人に支給されます。

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡、または生死が不明である児童
- ③父または母が政令で定める障がい状態にある児童
- ④父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑤父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による命令を受けた児童
- ⑥父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで生まれた児童

※ただし、所得が一定額以上ある場合や、公的年金を受けられる場合には手当の一部又は全部が支給されません。

### ★必要なもの

- ◎戸籍謄本（請求者および対象児童のもの）
  - ◎請求者名義の口座番号の分かるもの
  - ◎課税台帳記載事項証明書  
（転入等の場合は必要になることがあります。）
  - ◎その他必要書類
- ※支給要件によって必要書類が違います。

### ◆支給額

  	児童1人（月額）	加算額
全部支給	44,140円	第2子→10,420円 第3子以降→6,250円
一部支給	44,130～10,410円	第2子→10,410円～5,210円 第3子以降→6,240円～3,130円 ※所得に応じて加算されます。
全部支給停止	—	—

※申請のあった月の翌月から支給開始となります。  
 ※奇数月に前月分までの2カ月分をまとめて振り込みます。